

南魚沼市立病院医療情報システム導入  
に伴う総合評価による業者選定

選定基準

令和2年10月

南魚沼市民病院 情報システム室

提案書評価にあたり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な業者を選定するために、システム性能面(以下、「性能等」という。)および価格面(以下、「価格等」という。)の2つの観点で評価する。

## 1. 基本的な考え方

業者の選定に当たっては、当院にとって最適な業者を選定するため、提案内容の評価に見積価格等の評価を加算する総合評価方式を採用し、総得点の最も高い業者を優先交渉権者とする。

### (1) 性能等(提案内容)の評価

性能等の評価は、当院が作成する「南魚沼市立病院医療情報システム(電子カルテシステム)調達に伴う選定要件【仕様書兼回答書】(別紙1)」(以下、「仕様書」という。)に対する提案内容、回答およびプレゼンテーション内容(提案書概要版をベースとする)を評価し「性能等評価点」を与える。  
 なお、「仕様書」および「評価表」に記載されていない「性能等」は評価の対象としない。

### (2) 価格等の評価

見積価格および保守費用の得点は、後に示す計算方法に基づき、「価格等」に対する点数(以下、「価格等評価点」という)を与える。

なお、以下の場合には選定業者としないものとする。

- ① 参加者の見積価格が、南魚沼市立病院医療情報システム構築事業に関する実施候補者選定に係る企画提案実施要領に示す限度額を上回った場合

### (3) 総合評価の方法および第一交渉権者の決定方法

「性能等」に対する得点配分と、「価格等」に対する得点配分は、7:3とし、1,000点満点とする。  
 評価項目毎の加重点は以下のとおりとする。

#### 【評価項目加重点】

No.	評価項目	性能等評価点		価格等評価点
		客観的評価	主観的評価	
①	システム基本要件	100	—	—
②	ハードウェア要件	100	—	—
③	ソフトウェア要件	100	—	—
④	データ移行要件	150		
⑤	開発・教育・保守要件	100	—	—
⑥	プレゼンの評価	—	100	—
⑦	課題によるシステム検証	—	50	—
⑧	見積価格+保守費用(5年分)	—	—	300
合計		550	150	300
		700		

(1)および(2)で評価した「性能等評価点」および「価格等評価点」の合計点数が最も高い者を第一交渉権者とする。

(4) 有効数字

「性能等評価点」および「価格等評価点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 合計点数の最も高い者が2以上あるとき(同点のとき)の対応

ア 参加者それぞれの「性能等評価点」、「価格等評価点」が異なる場合

「性能等評価点」が高い者を落札者とする。

イ 参加者それぞれの「性能等評価点」、「価格等評価点」が同じ場合、

「見積価格」が低い者を落札者とする。

なお、「見積金額」が同じ場合は、選定委員会にて協議のうえ決定するものとする。

2. 「性能等」の評価方法

(1) 採点および評価点計算方法

	採点方法
①システム基本要件	<ul style="list-style-type: none"><li>●システム基本要件に対する回答を評価し、以下のように得点を付与する。 A回答:5点 B回答:3点 C回答:1点 D回答:0点(致命的と判断した場合は、システム基本要件における「性能等評価点」を0点とする)</li><li>●次に、得点を合計し得点率を計算する。</li><li>●さらに、システム基本要件の加重点に得点率を乗じた結果がシステム基本要件の評価点である。</li></ul>
②ハードウェア要件	<ul style="list-style-type: none"><li>●ハードウェア要件に対する回答をサーバ、クライアント、プリンタおよびその他周辺機器に対して評価し、以下のように得点を付与する。 ア 仕様書に記載されているスペック以上の提案である:5点 イ 仕様書に記載されているスペックとほぼ同等である:3点 ウ 仕様書に記載されているスペックより劣っている:0点(致命的と判断した場合は、ハードウェア要件における「性能等評価点」を0点とする)</li><li>●次に、サーバ、クライアント、プリンタ、その他周辺機器の項目毎に評価し得点率を算出する。</li><li>●さらに、それぞれ項目毎に設定した加重点に得点率を乗じた結果を全て加算したものが、ハードウェア要件の評価点である。</li><li>●項目毎の加重点は以下のようにする。 ア サーバ :40 イ クライアント:30 ウ プリンタ :10 エ その他 :20</li></ul>
③ソフトウェア要件	<ul style="list-style-type: none"><li>●ソフトウェア要件に対する回答を評価し、以下のように得点を付与する。(ソフトウェア要件において、必須機能を満たさない場合は、ソフトウェア要件における「性能等評価点」を0点とする。)</li><li>A回答:5点 B回答:3点 C回答:1点 D回答:0点(致命的と判断した場合は、ソフトウェア要件における「性能等評価点」を0点とする)</li><li>●次に、電子カルテシステム、医事会計システム、部門システム毎に評価し得点率を算出する。</li><li>●さらに、それぞれのシステム毎に設定した加重点を乗じた結果を全て加算したものが、ソフトウェア要件の評価点である。</li><li>●項目毎の加重点は以下のようにする。 ア 電子カルテシステム :100 イ 医事会計システム:50 ウ 部門システム :50</li></ul>

④データ移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>●データ移行要件に対する回答を評価し、以下のように得点を付与する。</li> <li>A回答:5点</li> <li>B回答:3点</li> <li>C回答:1点</li> <li>D回答:0点(致命的と判断した場合は、データ移行要件における「性能等評価点」を0点とする)</li> <li>●次に、得点を合計し得点率を計算する。</li> <li>●さらに、データ移行要件の加重点に得点率を乗じた結果がデータ移行要件の評価点である。</li> </ul>
⑤開発・教育・保守要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●開発・教育・保守要件に対する回答を評価し、以下のように得点を付与する。</li> <li>A回答:5点</li> <li>B回答:3点</li> <li>C回答:1点</li> <li>D回答:0点(致命的と判断した場合は、開発・教育・保守要件における「性能等評価点」を0点とする)</li> <li>●次に、得点を合計し得点率を計算する。</li> <li>●さらに、開発・教育・保守要件の加重点に得点率を乗じた結果が開発・教育・保守要件の評価点である。</li> </ul>
⑥プレゼンテーションの評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>●プレゼンテーションは提案書概要版に沿って実施し、選定委員会が提案評価基準に従い評価する。</li> <li>●次に、選定委員毎に合計得点率を計算する。1番高い得点率と低い得点率を除き、それ以外の選定委員の平均得点率を算出し加重点に乗じる。</li> <li>●この結果がプレゼン評価の評価点である。</li> </ul>
⑦課題によるシステム検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当院の要求する課題に対するシステムの検証を実施し、選定委員会が評価基準に従い評価する。</li> <li>●次に、選定委員毎に合計得点率を計算する。1番高い得点率と低い得点率を除き、それ以外の選定委員の平均得点率を算出し加重点に乗じる。</li> <li>●この結果が課題によるシステム検証の評価点である。</li> </ul>

凡例:回答区分はつぎのとおり

- A回答:5点…標準パッケージで対応可能
- B回答:3点…標準パッケージのカスタマイズで対応
- C回答:1点…新規開発にて対応
- D回答:0点…対応不可能

## (2) 性能等評価点の計算方法

全ての評価項目の評価点を加算し、性能等評価点を算出する。

## 3. 「価格等」の評価方法

### (1) 採点および評価点計算方法

	採点方法
⑦見積価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>●評価点を次のように算定する。</li> <li>見積価格と保守費用の5年分を加算した金額(以下、提案価格という)の1番低い金額を提示した業者に100点配分し、その他の業者は次のように計算する。</li> <li>評価点 = 100点 × 最低提案価格 / その他業者提案価格</li> <li>●選定業者の提案価格が当院の評価基準価格を上回った場合は、落札者とならない。</li> <li>●保守費用はハードウェア保守費用とソフトウェア保守費用と保守要員費用(委託契約)を5年分加算する。</li> </ul>

### (2) 価格等評価点の計算方法

全ての評価項目の評価点を加算し、価格等評価点を算出する。